

令和4年1月18日（火）

## 『学校内での感染防止対策の強化について』

県立姫路南高等学校  
校長 駒田 勝

保護者の皆様には平素より本校の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について県教育委員会から通知がありましたので、令和4年1月14日（金）付け「『新型コロナウイルス感染症への感染防止』の徹底について」でお知らせしました内容の一部を下記の通り見直しますので、ご注意願います。

なお、見直した箇所は、太字とし、波線を引いています。

記

### 【見直し前】

#### 1 教育活動【令和4年1月14日（金）以降】

(2) 県外での活動は（修学旅行を含む）を実施する際には、実施地域の感染状況、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法など十分確認のうえ、感染防止対策を徹底します。

#### 2 部活動【令和4年1月14日（金）以降】

(6) 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など、実施可能であることを十分に確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

なお、宿泊施設については、県内外ともに感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。また、学校施設での宿泊は行わないこととします。

### 【見直し後】

#### 1 教育活動【令和4年1月18日（火）以降】

(2) 県外での活動は行いません。

(4) 学校内への立ち入りについては、原則、学校関係者（教職員・部活動指導者・外部コーチ等）のみに限定します。

#### 2 部活動【令和4年1月18日（火）以降】

(6) 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行いません。

(7) 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行いません。

なお、公式試合関連に向けた県内での練習試合は可能とします。

(8) 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止します。

(9) 練習試合および練習への参加は、原則、学校関係者のみに限定します。